

断・パタビア裁判事件番号第七〇号
スマラン慰安所事件資料

供述者 松浦 政次郎

(元住計中尉、パタビア裁判通訳)

調査者 井上 忠 男

日 時 昭和三十七年二月十九日

場 所 法務省司法法制調査部

○ 起訴事由の概要

昭和十九年三月「スマラン」駐屯地司令官能崎清次は、軍司令部と暗黙の了解のもとに、「スマラン」抑留所に収容されている約百名のオランダ婦人を解放し、これを市中四個所に分配して慰安所を開設した。

○ 事件の概要

慰安所開設の発案者は、駐屯地司令部の高級幕僚であつた池田

省一大佐で、岡大佐から命ぜられて、その実施に当つたのは、庶務主任岡田慶治少佐であつた。また岡田少佐の命令を受けて、要員の選考に当つたのは、石田英一大尉で、岡田少佐からは、嚴重に希望者に限る旨の注意を受けて引き取りに行つてゐる。抑留所に収容されている婦人の中には経眼者もおつたことは確かである。しかるに、二・三名の娼婦らしい者は含まれてゐたといふことであつたが、多くは、良家の子女で、レストランにでも働く位で、出て来た者で、軍政部の囑託である業者に一任して、選考に關して希望者を種めず、また趣旨を徹底させなかつたことは、石田大尉の重大な過失であつた。

ロスアンゼルス^{ロサンゼルス}の海外放送で、連合側はやかましく本件を取上げ、日本側を非難した。私は、貨物廠の補給係として、ピリトン放送局の者たち(日本側の管理で俘虜抑留者中の連絡者を使用し海外放送を使用し海外放送に當つてゐた。)とも親しくなつてお

つて、このことを承知した。これらの海外放送の件を承知した軍司令部は、慰安所の閉鎖を命じた。終戦間近かつたと思ふ。

○ 裁判所見

こんを恥かしい事件は、外にはなかつた。萩原竹治郎弁護人も匙を投げていた。人道上の罪を犯した事件といえは庸裁判でこれ位のものであろう。

岡田慶治少佐の陳述態度が、整然として立派であつたといふのは、石田大尉に希望者に限ると命じておいたから、兩所式に招待されて、安心して遊んだという趣旨のもので、その間に何んら暴力とかいふものはなかつた旨を陳述したものである。

彼は、突進の責任者として強刑を科せられた。裁判長も重刑を死刑にしなければならなかつたであらう。

共同被告のうち開設の責任者と慰安所経営者以外は、遊興して、たまたま姓名を告訴人から記憶されていた者たゞである。

○ その他

極東國際軍事裁判 檢察廳文書第五七七〇号法廷証第一七二五号参照。